

平成14年度歳入歳出の決算上の剰余金の処理の特例に
関する法律案要綱

歳入歳出の決算上の剰余金のうち2分の1を下らない金額は、
公債又は借入金の償還財源に充てなければならないと定めている
財政法第6条第1項の規定は、平成14年度の剰余金については
適用しないこととする。